

契約管財局長職員表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所属長表彰実施要綱（平成21年2月1日付総務人第345号）に定めがあるもののほか、契約管財局長表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰事由)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 市政の推進に関し顕著な貢献のあった者
- (2) 市民サービスの向上に努め模範となる善行のあった者
- (3) 簡素・合理化等の業務改善向上に対する顕著な貢献のあった者
- (4) 困難な事業を適切に遂行し、期待以上の成果を導くなど顕著な貢献のあった者
- (5) その他、局長が表彰に値すると判断した者

(表彰を行う者)

第3条 表彰は、局長が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状又は賞状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として賞品を添えることができる。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。